

高知県社会福祉協議会行動計画

本会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備に向けて、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日～令和9年8月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：職員一人当たりの年間の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を5%削減する

<対策>

- 令和7年9月～ 毎月の給与支給日及び毎週水曜日並びにボーナス支給日にノー残業デーを実施
- 令和7年9月～ 局内会議（課長会）で周知を行う。
実施当日は、メールにて各職員へ周知するとともに、終業時間に所属長及びグループ長から声掛けして退出を促す。

目標2：年間10日以上年休を付与されている職員の年休取得日数を7日以上とする

<対策>

- 令和7年9月～ 10日以上年休を付与されている職員については、事前に年度内7日以上年休の申請をするよう周知する。
- 令和7年10月～ 毎月、職員の年休申請状況について確認を行い、申請ができていない職員について、個別に連絡をし申請してもらうこととする

目標3：出生時育児休業も含めた育児休業取得率を100%とする

<対策>

- 令和7年9月～ 本人や配偶者の妊娠が判明した際には、子育てに関する休暇等についてまとめたハンドブックをもとに制度について説明するとともに、育児休業の取得を推奨する。